

令和2年美郷町議会議事録

第1回 定例会 (第6号)

招集年月日	令和2年 2月 27日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 3月 12日 午前 9時30分				
		副議長 福島教次郎				
	閉会	令和2年 3月 12日 午後 12時13分				
		副議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	△	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	3番	波多野康博	4番	原 克 美
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	旭 林 修 範
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	永 妻 孝 司
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	添 谷 正 夫
	美郷くらし推進課長	高 橋 武 司	大和事務所長	大 畠 修 二
	会計課長	井 上 陽 生	教育課長	漆 谷 千 鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆 谷 和 彦 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第6号)

令和2年3月12日(木) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	一般質問
4	請願・陳情審査報告、質疑、討論及び表決
5	委員会審査報告及び質疑
6	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第1号 美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 議案第2号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第3号 美郷町子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第5号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第6号 美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第7号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第8号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

	<p>【予算案】</p> <p>議案第10号 令和2年度美郷町一般会計予算</p> <p>議案第11号 令和2年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第12号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計予算</p> <p>議案第13号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第14号 令和2年度君谷診療所特別会計予算</p> <p>議案第15号 令和2年度国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第16号 令和2年度国民健康保険診療所特別会計予算</p> <p>議案第17号 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第20号 美郷町過疎地域自立促進計画の変更について</p> <p>議案第21号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第22号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第23号 美郷町新町建設計画の一部変更について</p> <p>議案第24号 町道路線の認定について</p> <p>議案第25号 町道路線の変更について</p> <p>議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p>
7	<p>追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第35号 美郷町教育委員会教育長の任命について</p>
8	<p>委員会の継続審査調査付託</p>

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●**福島副議長**

おはようございます。

本日議長が欠席のため、副議長である私、福島から議長の職を代理させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員は11名でありますので、定足数を満たしております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の、指定により、3番・波多野議員、4番・原議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●**福島副議長**

町長。

●**嘉戸町長**

皆さんおはようございます。お許しをいただきましたので、4点ご報告いたします。

1点目は山興緑化有限会社トラックへのラッピング広告の実施とお披露目式についてです。山興緑化有限会社にご協力いただき、遠方に走行するトラック3台へ美郷町をPRするラッピング広告を実施することとなりました。広告効果はもちろんですが、町と地元企業と一緒に美郷町を盛り上げていく機運づくりも期待しています。具体的には、トラックの荷台側面の両面に美郷町をPRする広告をプリントし、広告トラック、走る「みさと」として主に江津市方面、鳥取県境港市方面、広島県東広島市方面を走行します。広告はみさととのロゴ、みさととのイラストキャラクター、島根県邑智郡美郷町のロゴ、町ホームページのQRコードの4点を組み合わせたもので、目を引くデザインに仕上がっています。また、山興緑化有限会社におかれても、自社のイメージアップなどを期待されています。トラック広告のお披露目式につきましては、3月26日午前8時から浜原地内の山興緑化浜原資材置き場で予定しています。

2点目は美郷町の認知度、注目度アップの取り組みの成果についてです。去年は、みさ坊の活動強化、公式ホームページのリニューアル、美郷町の魅力再発見のコンセプトみさととの作成など、美郷町の認知度、注目度アップに力を入れて取り組んでまいりました。これらの成果についてお知らせいたします。まず島根県と県内19市町村が合同で実施し、それぞれの市町村ゆかりの年賀状デザイン58種類がダウンロードできる島根のふるさと年賀状で美郷町のダウンロード件数が19市町村中6位、11町村中1位となりました。中でもみさ坊のデザインは国宝松江城や宍道湖の夕日といった全国的に有名な観光スポットに続くダウンロード数の人気デザインとなりました。次に公式ホームページの訪問者数ですが、リ

リニューアルした昨年10月から、今年2月の間で計約13万5000件と前年同時期の約3万4000件と比べて4倍となり大幅に増加しています。トップページに掲載している美郷町の人、神楽、山くじらの取り組みなどを物語化したよくある田舎のどこにもない物語は特に好評いただいています。また、ふるさと納税は3月5日時点で463件、1267万円となっており、昨年度の246件531万円から既に2.4倍の額に延びています。3の例を申し上げましたが、認知度、注目度アップによる効果は、色々な場面で現われてきているものと思います。今年は、引き続き認知度、注目額アップに取り組むことはもちろん、美郷町の具体的な魅力を発信して好きになっていただき、来てもらう、関わってもらう応援してもらうための高感度アップに取り組んでいきたいと考えています。

3点目は、景観計画策定委員会のメンバーについて申し上げます。美郷町の景観計画づくりにあたっては、2月の全員協議会でご報告しましたとおり、住民や有識者の方などで構成する景観計画策定委員会を設置して進めていく予定です。このメンバーにつきまして、全員協議会の場で町外の方も入れて、町外の目を入れてみてはどうかというふうなご意見もちょうだいしまして検討した結果、町外の委員として、お二人にご内諾をいただきました。お一人は新大和荘の運営候補者である石見ワイナリー株式会社の杉村一弘取締役総支配人です。もう1人は美郷町公式ホームページのリニューアルそしてみさととの制作を担っていただきました株式会社シフトブレインの山本真也クリエイティブディレクターです。景観計画は美郷町の観光振興、情報発信、まちづくりとも密接に関連します。お2人はこうした分野で豊富な知見、実績をお持ちで、昨年から美郷町と深く関わり合いを持っていただき、これから一緒に取り組みを進めていく方々です。お2人の知見を生かしたご意見、ご提案はもちろんさまざまな施策と相乗効果が生まれるような景観づくりにつながるものと考えています。

4点目は職員の退職、採用の予定です。3月31日付の退職予定者は2名、4月の新規採用職員は3名を予定しています。以上で報告を終わります。

●福島副議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第3、一般質問を行います。通告7までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告8から通告9の一般質問を行います。

通告8、2番・中原議員。

●福島副議長

2番。

●中原議員

おはようございます。2番、共産党の中原でございます。最後から2番目の一般質問であります。よろしくお願ひします。まず、提案されております水道料金改定提案について、5項目にわたって質問をいたします。施政方針において町長は、水道事業は、料金収入の減少、施設の老朽化による維持費用の増大、耐震化の遅れなど、経営状況は厳しさを増し、全

国全県内で料金改定が増えてきたと、こうした状況から昨年8月に美郷町上下水道審議会に諮問し、11月に答申された。この答申を踏まえて検討を行い、2回の議会全員協議会で検討状況説明、そして激変緩和のために、水道料金を1年に平均1.2%ずつ段階的に、2年かけて2.4%引き上げると。住民周知の期間をとるため、最初の引き上げは令和2年10月1日、次の引き上げは令和3年10月1日としたいと述べられました。そこで、これらの点につきまして、水道法や地方公営事業法などに照らして、このたびの水道料金の2.4%改定問題について改めて所見を伺います。まず第1点は、水道法は水道の目的について清浄にして豊富低廉な水の提供を図り、もって公衆衛生の向上と生活の改善等に寄与することとしています。つまり豊富で安い水を供給する、このことを水道法は定めております。また、国及び地方公共団体の責務につきましては、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な政策を講じなければならない。こういうふうに国、自治体の責務について記載しております。この国自治体の責務について町長のご見解を伺いたいと思います。2点目になります。今回の値上げ提案の理由である人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化及び耐震化に伴う維持費用、更新投資の増加は、これは全国的な状況であります。これに対する国の対策は、広域化、民営化料金改定となっておりますが、こうした国の財政措置を欠いた対策に対する所見を伺います。3点目になります。地方公営企業法において、特別会計においては、その経費は、前項の規定により、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。こういうふうに定めておまして、一般会計からの繰り入れについて、制限を設けています。もちろん美郷町の簡易水道事業がこの公営企業法の非適用になっているということは承知しておりますが、2年後に企業会計に移行という予定にもなっております。当然、このことも意識して運営に当たっておられることと思います。こういう地方公営企業法の規定があるにもかかわらず、にも関わらずと言いは正確ではないのかもわかりませんが、町方は利子払いも含めて8000万、9000万に近い繰り入れを一般会計から行っておりまして、これまで料金の値上げをしてきませんでした。この点につきまして、私は高く評価するものであります。この度の2年間で2.4%の引き上げ、このことによりまして料金収入の増はだんだん減っていきますが、当初で約2000万の増加、これ以下であります。これだけの収入増の為にですね、なぜ、あえて値上げなのか、このことについても伺いたいと思います。4点目これまでの説明で、不明な点もまだ残されております。例を上げると今年度から向こう8年間で、施設改良に8億円が見込まれています。1年間に1億円。しかしその施設改良の積算根拠はですね、これは未だに不明確であります。また2000万を超える利子払いも行っております。ここに、この8年間で8億円の事業費を積み重ねますと、この内、4000万は国から補助が出されますが、6000万については起債になります。これは、約5億近い費用になりますから、この利息払いも相当なものに達すると思われま。また、美郷町の簡水の場合、

非常に長い管路を持っております。160キロメートルと言われますから、美郷町の役場から松江の県庁まで往復をする距離に該当いたします。大変長い管路であります。また、人口減少時代に直面する町の水道事業の今後のあり方や展望、こういうものについても、まだまだ解明、検討すべき内容があると思っておりますので、この点についての所見もお伺います。5点目になりますが、今回の値上げ提案については、一部マスコミの報道によって、町民の皆さんが知ることとなりましたが、提案の理由については、ほとんど知らされておられません。実施まで半年の猶予があるとは言え、町民の命と健康に日々関わることであり、結論を先にありきでは、納得は得られるのは困難と思われまます。せつかく水道に対する町民の皆さんの関心が高まっている、この時を捉えて、町営水道の現状と今後のあり方について、活発な議論をすることの意義は大変大きいと思えます。ぜひここは一端料金改定提案を取り下げて、全町民的な議論に付すことを提案をいたします。次に、予算要求の問題について、2問にわたって質問します。昨年12月の定例会における私の質問に対しまして、町長から自治会要求は、地域の総意であり重く受けとめるとの答弁をいただきました。町民参加の予算編成にとって大切なことの1つだとして、私も大切なことだと受けとめました。さらに、1月開催の連合自治会長会議においては、予算編成のスケジュールなどについても丁寧な資料も含めて提起されました。これらのことを受けまして、2点について伺います。連合自治会毎に2年に1回開催される町政懇談会の位置づけ、予算編成との関わりについて見解をお伺いします。2つ目に自治会要望を町予算に反映するためには、いつ頃までに、どのような方法手順で町に届ければよいのか、一定のルールがあれば要求も届やすいし、町としても予算に反映しやすいのではないかと考えます。また、自治会から要望が提出された際に、町長、副町長、担当課長さんなどがですね、会って、直接口頭でも要望を聞かれる、こういうこともルール化する必要があるのではないかと考えますが、これらの点についてご所見を伺います。以上で私の一般質問を終わります。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

それでは中原議員のご質問、水道事業と町政についてお答えいたします。まず1つ目の水道の目的、国、実際の責務についてと、こういうことでございます。議員ご指摘のとおり、水道は国民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的としています。全国の水道普及率は97.9%に達し、国民生活の基盤として、必要不可欠なものとなっています。これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものとしていくことが、求められる時代に変化していく中、老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足しているなどの課題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持するためには、水道の基盤強化を図ることが必要であることから、水道法が改正され、水道法の目的が計画的な整備から基盤の強化へ改められました。改正の概要につきましては、国、都道府県及び市町村など関係者の責務

の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進などとなっており、全国では、給水人口5万人未満の小規模事業者が7割を占め、経営基盤が脆弱な小規模事業者が多く、また大阪北部地震や北海道胆振東部地震、平成30年に大田市を震源とした島根県西部の地震など耐震性の低い水道管が多数破損し、広範囲で断水が発生するような状況も起こっております。このような状況から、美郷町では長期総合計画の基本計画において、「生活基盤利便性の高い快適な暮らしを実感できるまち」として、水の供給は住民の生活に直結し1日も欠くことのできないものであり、今後も、施設の老朽化への対応と安定した供給体制の維持に努めるとしております。従いまして、水道施設の適切な維持管理、長期的観点に立った施設の計画的な更新、経営の健全化などが自治体の責務であると考えています。2点目の国の財政措置を欠いた対策についてでございますが、毎年度、総務省から各府省に対し、国の概算要求基準の閣議了解にあわせまして地方財政法第22条の規定に基づき、地方財政に影響を及ぼす施策事務事業について改善を要請する制度があります。令和2年度の改善点として、島根県内の水道事業体の総意として個別施策のうち新規項目として水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取り組みの推進として申し入れることになっております。具体的には広域化などの推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保することとの要望を盛り込むこととしており、県内各水道事業体全般の課題である施設の老朽化対策等に対する所要の財源確保を要請することとしております。3番目のご質問24%の値上げで、料金収入の増は2000万円以下何故あえて値上げなのかという質問でございますが、現行の水道料金につきましては、平成20年の改定の後今日まで12年が経過しておりまして、年々減少する料金収入と水道施設の老朽化により、漏水や施設の故障等が頻発し、それに要する維持管理費が増え続け、水道事業の経営を圧迫しています。1月の全員協議会でお示した当日配布いたしました資料3では、修繕費だけを見ましても、平成20年度決算では545万円だったものが、平成30年度決算では1436万円と2.6倍以上に膨らんでおり、令和8年度には2858万円、平成20年度に比べ5倍以上となる将来予測となっております。議員ご指摘のように地方公営企業法では、特別会計において、その経費は一般会計で負担するものを除き、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。コスト削減にも取り組んでいますが、限界がありこのままでは一般会計からの繰入金が増加の一途となり、近い将来、水道事業の持続的な運営が困難になる可能性が高くなってきています。今後とも厳しい経営環境が予測されるなか、安全で安心な水を安定して供給していくためには、水道料金を改定し、経営基盤の強化を図ることが不可欠と考え、料金改定をお願いするものです。4番目の今後予定されている改良の積算根拠、利子払い、長い管路の問題などの水道事業の今後の展望についてというご質問でございます。年間1億円の建設改良費につきましては、過疎計画に基づいて計画したものです。高度経済成長期に整備された水道施設が多く、施設の更新時期がピークを迎えておりまして、長期的な観点から計画的に水道施設の更新、耐震化を図る必要があるため計上をしているものです。また、建設改良費の国庫補助金以外の費用は、企業債で賄うこ

とになります。返済に当たりましては、元金利子の2分の1は料金収入から返済、残る2分の1は一般会計からの繰入金で賄うことになります。美郷町は山間部に集落が点在し、起伏の激しい地形条件のため、管路の長い水道施設が多数存在します。このような状況において、今後水道施設を維持管理していくためには、各地域の人口の推移や給水エリアなどを考慮した適切な水道施設規模の見直しが必要となると考えています。5番目の料金改定提案を取り下げ水道の現状と今後のあり方を全町民的な議論に付すことを提案します。ということでございます。水道料金改定につきましては、まず、多方面からの客観的なご意見を伺うため、美郷町上下水道事業審議会へ昨年8月に水道料金改定についての諮問を行い、11月に答申をいただきました。町では、この答申を踏まえた検討を進め、住民代表である議員の皆様には本年1月と2月の2回議会全員協議会を開かしていただきまして、現在の状況や検討内容をご説明申し上げご意見をお聞きしたところでございます。住民の皆様には、議会で可決いただいた後、5月の連合自治会長会議でご説明し、相談の上、地域単位での説明会を計画し、住民周知に努めていきたいと考えています。料金収入の減少、施設の老朽化による維持費用の増大耐震化の遅れなど経営状況を説明するとともに、激変緩和のため最初の引き上げは半年後となる令和2年10月1日に12%、次の引き上げはその1年後となる令和3年10月1日に12%とし、2年をかけて段階的に24%引き上げる内容等について丁寧に説明してまいりたいと考えています。重要不可欠なインフラである水道事業の持続的な運営のため、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●**福島副議長**

2番。

●**中原議員**

どうもありがとうございました。大変丁寧にご回答いただいておりますが、残りの時間限られてはおりますが、できるだけ疑問点をですね、解明してまいりたいと思っております。配られた資料で見ると、修繕費は令和2年度とですね、2年度と令和8年度を比べますと、修繕費の増加は1200万になります。この度の改定で、水道料金収入としては引き上がるのは2000万。そしてさらにこの試算表で見ますと、町からの繰入金が約2000万減ることになっております。この資料を見る限りですね、料金改定によって得られる収入の部分はですね、ほとんどが町からの一般会計の繰り入れへの減額に消えてしまうと。こういう印象を受けるわけですけども、この点についてご説明いただけますでしょうか。

●**福島副議長**

建設課長。

●**添谷建設課長**

ご指摘のとおり、料金改定で増える収入でございますが、一般会計からの繰り入れとの減少というところになっております。こちらにつきましては、上下水道の審議議会、こちらにおきまして、もともと水道というのは、原則、独立財産というところのことでございます。そういった中で、もしそういった格好で、料金改定を行った場合には、県内のトップ

の料金になってしまうというようなことがございます。そういった中で、改定行った場合には、1月辺り2000円余りの負担増というようなことがございます。そういったことになると、とても住民の理解は得られないだろうというようなところから、審議会の中でいろいろ検討されて今現在、20立米で月840円だったですかね。すみません。820円の増加というようなところで、このあたりであれば住民の理解が得られるのではないかとというようなところで、いちおう最終的な結論となって答申をいただいております。もちろん、全額住民負担ということには中々なりませんので、結果的にはそういった一般会計からの繰り入れが減額となるような形の表といいますか、資料という形にはなっておる状況でございます。あくまでもそういった住民の負担等を考えた料金改定ということでご審議をいただいた結果、こういった料金改定の24%というようなところの答申ということになっておるといってございます。よろしく申し上げます。

●福島副議長

2番。

●中原議員

2番、中原です。特別会計がですね、町の会計では、全部で7特別会計あります。そのうち住宅新築貸付については、町からの繰り出しはしておりませんから、6特別会計で比較してみますと、簡易水道事業特別会計に9100、違った。そうですね、9177万、こういう予算額が出されているわけですが、これはこの6つの特別会計の中で見るとですね、下水道事業特別会計それから後期高齢者愛医療特別会計、これについて3番前に多い繰り出し先なんですけども、あえてここで簡易水道が対象になったのはどういうことなんでしょうか。

●福島副議長

建設課長。

●添谷建設課長

今回水道料金の改定ということで、特別会計でございます。こちらにつきましては、今現在、令和4年度公会計への移行ということで、準備を進めております。そういった中で、健全な経営ということを考えて場合には料金改定も必要になるといところから水道の特別会計におきまして、今回料金改定のご提案をさしていただいております。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

今のお話でございますけど、補足して申し上げますと、幾つか特別会計ございますが、上水道を上げれば、じゃあ他のやつも上げるのかというお話にもならないかなとは思いますが。それぞれの中で、それぞれの事業でまずは健全化が図れるかどうかということで、上水道に関してはシュミレーション上、かなり厳しいところまで来ているというふな判断がまず1

つあります。それともう1つ、そういった値上げ等あるいは特別会計の繰り入れに関して言えばですね、水道につきましては、これは、あまねくすべての町民の皆さまに関わる部分ですので、広く薄くご負担をお願いするものです。一方、先ほどの福祉等の特別会計につきましては、むしろ生活弱者あるいは経済的にももう収入がなくてですね、年金で暮らしていかなければいけないような方々というふうな弱者向けのものでございますので、そちらの方の例えば補助金を減らして特別会計の健全化を図るところは、一般の広く薄くやるものと比べれば、より慎重に検討すべきものではないかなというふうには考えております。いずれにしましても、他の特別会計と特段比べるものではなく、水道は水道として、しっかり健全経営が中長期にわたって行われるようなそういうふうなことを考えていくのが、筋ではないかというふうに思っております。

●福島副議長

2番。

●中原議員

今、先ほどの質問をさしてもらったのはですね、水道についての考え方なんですけども、水道はやはり福祉だと思うんですね。私おおち保育園に伺って、年間納めてる水道料金幾らになるのか、尋ねました。おおち保育園で年間40万の水道料金を払っておられます。そうすると、これは今度値上がりすると、概算ですけども50万、10万プラスになっていくと。保育園でこのくらいですから、小学校、中学校は、おそらく100万を超えると。年間の水道料がですね。いうことになりますと、これは非常に大きな負担増になって、これは生徒の皆さんのですね、要するに教育に対する直接的な予算でもあると思っております。また、これは皆さんからも強調されましたけども、水道はもう誰も飲まないで済ませることはできないわけですね。1日平均どのくらいという数字がいろいろありますけども、少なくとも水が無ければ暮らせない。これは裕福な家庭であろうとですね、そうでない家庭であろうと、関わりなく水はいるところというものだと思います。私、署名活動に歩く中でもですね、色々な方からの声を聞きました。やはり子どもさんが多くなったりですね、家族が多くなったりすると、とにかく水道料金は、無駄に使ってなくても増えていくということで、まさに生きていくためのですね、資源であって、福祉そのものだというふうに思ってるんですね。ですから、ここにですね、ここをスクラップの対象にしてですね、いくというのは、やっぱり違うんじゃないかというふうに思っておりますけども、この水道料金、水道の問題が人の健康に欠かすことのできない大事な福祉という考え方についてのお考えいかがでしょうか。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

もちろん水道につきましては、全ての方が使われるということはもうおっしゃるとおりでございます。中には、ある程度経済的にゆとりのある方も使われるでしょうし、議員がおっしゃるように子どもさんの家庭、あるいは経済的に厳しい方が使われるかもしれません。

そういう意味では、そういうふうな方も含まれてるということで、先ほど申しあげましたように、あまねく広く皆さんが使われるものだということは認識しております。一方でですね、先ほど言いましたように広く薄く水道料金は値上げをさせていただくというふうな考え方でございまして、では水道料金を上げずに、このまま水道の会計、水道の事業が成り立っていくのかというところが一番の問題でございましてですね、ざっくり言いますと、議員今おっしゃったように、年間で8000万円から9000万円ぐらいのお金が運営費のような形で出されています。これに対して交付税の装置が2000万円ぐらいでございまして、ざっくり概算でいいますと、毎年6000万から7000万が赤字事業というのが、この水道事業でございまして。この現状に対して、将来例えば収入が増えていくような見込みがあればですけども、これはご存じのように、どんどんじり貧になって減っていく。一方で、先ほど申しあげましたように、高度成長期に大半の管路がつくられておりますので、ここからの修繕費というところが、どんどん経費が嵩んでいくというふうな状況の中、水道料金そのものを仮に上げなければですね、その分一般会計等からの繰り入れが大幅に増えることになります。そうなりますと、今おっしゃられたような生活弱者の方あるいは負担が総体的に大きいような家庭にも振り向けているような一般財源も少し抑えるような形で、水道料金に振り向けざるを得ないような、そういうふうなことも出てきますので、私としては、水道料金は全て値上げをして、水道料金そのもので赤字を解消しようっていうのは、かなりな額になりますので、そこを目指しているわけではなくてですね、ただ、今のままでは余りにも水道料金が町の財政を引っ張り、それがひいては住民の生活、特に生活弱者のところに悪影響がおよぶんじゃないかということで、広くあまねく値上げをさせていただく。こういうふうな考えで、今回の上水道の値上げのご提案をさせていただいているということでございます。

●福島副議長

2番。

●中原議員

今、広く薄くと言いますか、あまねく町民すべての皆さんからですね、頂戴する。このことでやっていきたいということなんです、これは広くはいいいんですけども、決して薄くないんですね。特に家庭が厳しいところについてはですね、水道料金というのは重くのしかかると。しかも、去年の10月に、水道料金は消費税値上げで引き上がっております。さらに今回も上がるということで、しかも、これは節約はできない。贅沢ができないと。贅沢しようと思って、水を飲んでる人はいないわけでありまして。そういう点では、どうしても最小限の水は必要なる。だから避けられない支出になるわけですね。ですから、ここにですね、焦点が当たるといっては、やはり福祉を重視するというふうには言えないんじゃないかというふうに思います。それで、もう1点ですが、今このままでいけば、大変になるというお話もされました。しかし、私も、このままでいけば大変になると思っているんですね。おそらく5年かそこらいくとですね、まだ足りない、まだ足りないというふうになってしまい

かねないと。ですから、高度成長期にですね、この作った水道の計画ですね、これは、いけいけどんどんで作ってきた。そういう人口が伸びていくということを前提につくった水道施設ですから、これは人口減少時代ですね、この低成長時代に見合った水道のビジョンも持たなきゃいけない。だから国もですね、国の思惑とちょっと違うんですけども、国も水道ビジョン、旧水道ビジョンは期限が過ぎたので、新たな新水道ビジョンを作るようにということを自治体に要請しています。今私はね、新水道ビジョンといいますかですね、水道の将来構想を検討していくのに絶好のチャンスだと思ってるんですね。これだけね、水道の問題について、ショッキングな方法ではありましたが、水道に対する関心が非常に高まっています。私ども家庭尋ねていきますと、多くの皆さんが口を開いてですね、語ってくださいます。署名も、昨日までで350集まったと聞いておりますが、私どもが集めた分だけでもですね、40近くあります。一件一件回って歩きますと、本当に堰を切ったように、皆さん話されます。普段、私どもが署名に歩いてもなかなかね、趣旨に賛同しても署名はしてくださらないんです。一人1件1枚の署名ならするけど、他の人に見られると困るから趣旨には賛成するけども署名はできない。こう言われる方が多いんですが、この水道の署名に限っていうことでですね、多くの皆さんが積極的にやって下さいます。それは、それほどですね、この問題を重く受けとめておられるからだと思います。従って、この時期にですね、水道の将来像について、町民的な議論で盛り上げていくという、作っていくと。こういう時期だというふうに思うんですが、この点についてのご見解をお伺いします。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

まず高度成長期を前提として作った施設がそのままここまで来ると。今後は新しいビジョンを持ってやらなければいけないというところは、おっしゃるとおりだと思います。もう既に日本は縮小していております。これは美郷町だけの問題ではなく、全国共通の問題でございます。大都会地の東京都とか、そういうところを除いて、ほぼマスコミの報道によりますと、もう9割型の自治体が値上げを実施したか、もしくは値上げを考えてる。値上げをせざるを得ないというふうな状況にありますので、今の状況を維持していくためには、やはりも厳しいものだと思います。一方で、新しいビジョンで、おっしゃるとおりなんです、これが簡単ではないのもまた同じだと思うんですね。簡単に答えが出て、今までの水道すべてほうり投げて、新しい体制でコストがうんと下がるようなそういう手品みたいなことができるのであれば、こういう値上げではなくて、すぐにそういうことをやりたいと思うんですが、国が示しているのは、例えば広域で水道事業を行うですとか、いくつかの方向性については話は出てはおるんですけども、じゃあ現実問題、島根県のこの中山間地で広域で水道事業をやって効率性が上がるか。あるいは規模の経済が働くかという、これは働きませんので、広域化を図る意味もありませんし、民間企業が請け負うっていうふうな国の1つの方向性も出されておりますけども、これもある程度の数が見込めて、人口も増えていく、ある

いは企業等の大口の事業者が見込めるような都会地であれば、民間の業者が請け負うというようなことも考えられなくもありませんけども、美郷町ではおそらく民間で請け負うようなところは出てこないだろうと。となりますと、今おっしゃっている新しいビジョンというのは何なのかということになってくると思うんですね。それをしかも全町民が話して、それが出てくるのかと思いますと、耳障りが非常に全町民で新しいビジョンというのはいいんですけども、具体的には、私は何も出てこないじゃないかなと思います。むしろ問題意識としては、同じように持っておりますので、すぐに解決はできませんけども、中長期でしっかり、今後の水道のあり方というところは我々執行部としても考えて参りたいというふうに思っております。

●福島副議長

2番。

●中原議員

2番です。今おっしゃったようにですね、私も広域化、それから民営化ですね。こういったビジョンは美郷町になじまないと思っておりますし、やるべきでないと思っております。しかし今、将来の問題についてですね、いろいろ検討された。例えば工法の問題なんかもですね。給水人口が減っていくわけですから、給水量が減っていくと。そうすると太い管路のところなんかは、たるみができちゃうとですね、温度管理なんかが難しくなってくる。そういうところに対してはインナーパイプといいますか、パイプの中にパイプを落とすとかですね、そういう工法なんかも検討されてきていると思います。それで私、町長がおっしゃった中々検討してもいい考えが出てこないんじゃないかというふうにおっしゃいました。そうかも分かりません。やった結果、町民の皆さんとも一緒に考えた結果、議論した結果、そんなに優れたですね、玉手箱みたいなものにはならないということは、結果としてあるかも分かりません。しかし、私は大事だと思っているのは、これだけ関心の高まっているこの時期にですね、一気に料金改定だけが先行するのではなくて、この時期を捉えてやっぱり議論すべきだと。その上で、町民の皆さんが納得されればですね、もろ手を挙げて賛成ということはないかもわかりませんが、しかし、だいたい分ったと、大変なんだと、自分たちもある程度負担しなきゃいけないということで、すんと落ちるようになればですね、私は料金改定を全く否定するものではありません。しかし、そういう手順なりですね、そこが私は大事だと思っているので、もう一度この問題についてお伺いします。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

まず、インナーパイプの新しい工法というかですね、私も耳にはしております。今通している管に水漏れが起こっても、ここにもう少し小さい管を通すことによって、新たに管路をつくらなくてもできる工法というふうには聞いておるんですけども、それが現実問題安くできるのかとかですね、それは今実用化の途上というふうには聞いておりますので、幾つ

かの工法がある中で、そういう工法を使って費用を安く抑え、将来的なメンテナンスも含めた時にトータルでコストダウンにつながるのであれば、それは積極的に考えるべきだと思います。今ここで具体的な1つの工法について、議論をするというのは専門家ではありませんので、時間にも限りがありますので控えさせたいと思います。それで、この感心が、町民の感心が高まっているこの時期に色んな話をするべきだ。いったん取り下げるべきだというお話でございますけども、この関心が高まっている時期だからこそ値上げを決めていただいた後には、丁寧に町民の皆様には説明をし、どういうことなのかということをお話をさせていただきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたが、コロナウイルスの関係がありますので、すぐに集会が開けるかどうかわかりませんが、連合自治会長の皆様にはまずご説明申し上げて、個々の地域地域で様々な形態での説明を求められると思いますので、ここは、その地域の実情に合ったような形で、丁寧なご説明を申し上げて、やはりこの問題はいろんな角度で考えなければいけませんので、単に紙を配布すれば十分な理解が得られるとも、私も思っておりませんので、できる限りフェイスツーフェイスのような形で、色んな角度からお話をし、ご質問も受けるような形式が一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますけども、他の県内の市を見ますと、ここ3、4年のところで全ての市が水道料金の値上げをもう既に実施しております。町村を見ましても隣の邑南町が平成29年、隠岐の島町が平成30年に大幅な値上げを既に実施をされております。今回、本日可決頂いたとしましたらですね、すぐに実施ではなくて、半年後に実施の時期をあらかじめ延ばしているのもですね、十分な住民の皆様への説明が必要だろうというふうな判断で、当初から半年の時間をおいて、かつ2回の全員協議会にの場でご説明申し上げて、複数の議員の皆様から全員協議会の後、住民の声としていっぺんに上げるのではなくて、複数年にわたって、激変緩和措置を取ってもらえないかというふうな申し出もございましたので、これは私も住民の代表である議員からのそういうご提案でございますので、重く受けとめて、今回2年にわたって激変緩和措置を取らせていただくということで、提案も修正させていただいて、今回上げております。そういう意味では、水道料金を上げるか上げないか、どっちがいいかという単純な二者択一でいえば、私も上げたくないです。ただ、上げたくないんですが、こういうふうな、かなりせっぱ詰まったような状況に来てるということでございますので、水道料金の値上げはぜひ行わせていただき、ただし、住民への説明はしっかりと行わせていただいて、激変緩和措置もしっかりとらしていただくということで、進めさせていただければというふうに考えております。

●福島副議長

2番。

●中原議員

時間がなくなりましたので、ですが、最後に強調させていただきたいのは、私は審議会で議論され、全員協議会も2回重ねて議論してきて、その上で今回かけられているという経過も知っていますし、そのことを否定もしません。しかし、このことは最初にも言いましたよ

うに、町民の皆さんこの一人一人が毎日毎日関わっている問題です。ですから、何から何までですね、先に議論して、周知してから決定しなさいというふうに言ってるわけではありません。私は代議制の民主主義も認めておりますし、そういうことは尊重したいと思ってるわけですが、ことこういう水道問題というのは、誰も避けて通れない課題であるだけにですね、私は決定が先にありで、説明がついてくると、こういうことではなくて、いっぺん取り下げて改めて議論した上で、大方の皆さんのですね、ご理解、納得得て決めていくということが、そういう道をたどるべきやないかということ、これを主張して、この問題での質問を終わりにしたいと思いますので、次お願いいたします。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

それでは次のご質問でございます。改めて町民参加の予算編成についてというご質問にお答えいたします。1点目の町政懇談会の位置づけについてでございますが、町政懇談会は町民の皆さまと行政が直接顔を合わせて地域の現状、課題や将来像、町の方向性などについて意見交換を直接行う貴重な場だと考えています。2点目の自治会要望の町予算への反映についてですが、自治会からのご要望は地域の総意であり真摯に受けとめております。これまでも、自治会、連合自治会からのご要望は逐次、要望書などの書面でお受けし、あるいは直接お話を聞いた上で検討、協議を行い速やかに取り組むべきと判断したものに付きましては、当初予算に限らず、直近の議会開催で補正予算としてもお諮りをさしていただいております。これらは、国や県が検討する事案もありまして、すべてのご要望に速やかに対応できないものもございますが、連合自治会等からの町へのご要望はできるだけプライオリティをもって実現できるよう対応、対処を努めてまいっております。本年1月の連合自治会長会議でお示ししました予算編成のスケジュールは、通年のものを改めてお示ししたものであり、これまでとは変わっておらず、今後も同様のスケジュールであるというふうに考えております。ご質問のいつ頃までに、どのような手法、手順でということにつきましては、行政と住民の皆様との関係から確立的には町の方からここまでというようご提示はできないというふうに考えております。お示ししました予算編成のスケジュールをご参考いただきまして、連合自治会単位あるいはその他各種団体も含めまして、ご意見やお考えがまとまった折に、ご要望をお寄せいただければというふうに考えております。

●福島副議長

2番。

●中原議員

どうもありがとうございました。私も12月定例会においてですね、町長のご答弁いただいた時に大変心を強く思いましたし、そういうふうにあるべきだと思っております。私調べてみましたら、町内に13の連合自治会があるんですけども、この中で、具体的に要望書を出されてるところっていうのはね、3つか4つだったですかね、それぐらいしかないというこ

とが分かったんですね。私は、もうほとんどの連合自治会で、そういう作業をしておられるのかと思ったら、必ずしもそうでなかった。私はこの前1月の連合自治会長会議でもスケジュール等をお示しいただいてるから、もっと違ってくるのではないかと思います。むしろ連合自治会でまとめられた要望をですね、町に提出して議論していくんだと、このことをやっぱりルール化すると。で町もできるだけ、もちろん国の判断のある、県の判断のある難しい問題入れはあろうかと思えますけれども、しかし、そういうことをお互いに議論してですね、また地域へ返していくと。こういう作業がですね、町民参加の町政づくりにとって非常に大事なことではないかと思っておりますので、ぜひ要望した点につきましてですね、ご検討もいただいて一層強めていただけないかというふうに思っております。

●福島副議長

中原議員あと3分でございますので、よろしく申し上げます。

●中原議員

まだありましたか。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

地域の声はやはり大切にすべきだと思いますし、おっしゃるように連合自治会等でまとめられたご意見、ご要望につきましては真摯に受けとめていきたいというふうに思っております。ただ、ルール化というのが、どういうふうな具体的な内容なのかというところが、今ひとつ分かりませんが、要望の強制というようなことはできませんので、要望を作れというようなことはできませんので、ただ私として、その連合自治会単位、13の単位で自分達の地域をどうしたいのか。あるいはどういう形で、自分たちの地域を盛り上げていきたいのかというところは、ぜひまとめていただくというか、自治会単位では考えをまとめていただき、色んな折にお聞かせいただければ、我々執行部としては全面的にできること、できないことありますけれども、それはサポートしていきたいなというふうに思います。まずは自分達の地域をどうしていきたいのかというところが、原点じゃないかなと。これが、私が申し上げますビジョンの1つである「活気あふれる明るいまち」につながっていくというふうに思っております。以上でございます。

●福島副議長

2番。

●中原議員

時間を気にして、ちょっと省いたのがあるんですが、町政懇談会ですね、これ他所の町政懇談会よく分かんないんですが、最初行われた頃はですね、みんなが勝手に色々言うもんですから、一人の人が長くしゃべって、他の人がしゃべれないとかですね、色んな弊害が出て、それぞれの自治会で工夫されて、事前にアンケートを取ってですね、要望事項みたいなものをまとめてかけられるというところなんか、私のところの自治会なんかそういうふうにか

れてるんですね。私は、それはそれで積極的な意味を持っているというふうに思いますが、それは必ずしも出された意見を取りまとめてやられたという点では、いろんな経過があるかと思えますけども、しかし、それが必ずしも地域の創意になるかという、それが必ずしもそうではないと。個人の意見で出されたものを自治会で議論して、これはやってもらおう、これはご遠慮願おうという整理はされるんでしょうけども。しかし懇談会ですね、これは町長と町民の皆さんが直接触れ合う非常に大事な機会でもありますので、そこも大事にしながら、自治会としての要望をまとめる作業はですね、まとめる作業としてやっていただく。それに町政は答えていくという点をぜひ重視して、今後取り組んでいただくように要望して、私の質問、今度は終わりたいと思います。

●**福島副議長**

回答よろしいですか。

●**中原議員**

はい。

●**福島副議長**

中原議員の質問が終わりました。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時40分)

(再開 午前 10時55分)

●**福島副議長**

それでは会議を再開します。

通告9、1番・日高議員。

●**福島副議長**

1番。

●**日高議員**

一般質問、最後の質問になりました。よろしく願いをいたします。私は、1点についてお聞きいたします。美郷町中山間ふるさと水と土事業終了についての今後について、ちょっとお伺いいたします。美郷町中山間ふるさと水と土事業は、事業資金を基金に積み立て、基盤整備、補助を要件満たない小規模な改修工事や農地災害の認定基準に満たない少額災害の解消に適応でき、農地の保全に寄与してきた事業でありましたが、基金の枯渇により、今年度で終了との報告を聞いております。しかし、現在、気候の変動により、すごく心配をされておりますが、用水の水不足や、集中豪雨等々予測される中、湧水処理そういった関係で、農地を保全するには様々な問題が控えております。この対応するためにも、農地の改修をすることが必要と考えます。町として農家の経営的負担軽減を図る上で、この事業に変わる新たな事業の創設を望むところですが、町としての考えをお伺いいたします。よろしく願い

します。

●福島副議長

町長。

●嘉戸町長

日高議員の美郷町中山間ふるさと水と土事業終了後についてのご質問についてお答えいたします。美郷町中山間ふるさと水と土事業は、ふるさと水と土保全対策基金を財源に、農地の保全や農業施設の整備などを補助する単独事業となっています。事業費補助の基本は、1箇所あたり20万円以上とし、50万円を限度として事業費の2分の1を補助するものです。この事業は平成5年度の合併前から実施していた事業で、合併後の実績は申請件数197件、事業費約1億130万円に対し、補助金約4150万円となっています。令和元年度末の基金残高が12万8000円となり、事業実施に伴う基金が不足するため、交付要綱において、事業実施時期が基金の廃止時期とされていることから、令和2年度の予算計上を見送ることとしました。議員ご指摘の農家の経営的負担軽減を図るため、新たな事業の創設をにつきましては、現在のところございませんが、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払い制度などの事業の活用を検討していただきたいと考えております。そのほかに国庫補助対象とならない田畑などの農地災害につきましては、激甚法の指定を受けた災害の場合、1カ所の工事の費用が13万円以上であれば対象となります。また水路など、農業施設災害の場合は、激甚災害に指定されない災害においても1カ所工事費用が13万円以上であれば対象となり、水と土事業よりも負担額は少なくなります。今後の農地の保全方法の方向性につきましては、来年度から始まる第5期対策の中山間地域等直接支払制度の取り組み以降を把握する中で、基盤整備の要望などについてアンケート調査を行っており、直接支払制度に取り組みられない地域も含めまして、このアンケートを行うこととしております。調査結果に基づき、町全体の農地保全の方向性を検討してまいりたいと考えています。

●福島副議長

1番。

●日高議員

ご回答の中で、例えば中山間地域等直接支払制度、また多面的機能こういったものの対応であるとか、激甚法の対応であるとかというふうにお答えいただきました。事業ごとも、それぞれの機能があると思います。例えば中山間地域直接支払い制度等々につきましては、いわゆる共同に関する補助、それから個人が土地を草刈等管理する部分とですね、これはエリアの組合自体が決めることで、それを定めていくものと思います。それともう1点、多機能ですね、この支払制度、多面的機能支払い交付金ですね。これは個別の農家、農地ではなくて、いわゆる共同で扱う、例えばここで言われます水路については、激甚災害以外でも13万以上であれば対象になるとこういったところを修繕をしていく事業と考えております。そうした意味で、例えば1つ災害にちょっとこだわりますが、災害、いわゆる激甚と言えど国が指定する事業で、大変な災害だと思います。それ以外の、災害ですね。多々あると思う

んですが、そういった中で個別農家のわずかな畦畔が崩れたと、こういった場合においてはですね、今まで、水と土大変いい事業で、こういったもので修繕等々をやってきたわけですが、これについてはもう個人でやりなさいというお考えなんでしょうか。

●福島副議長

建設課長。

●添谷建設課長

ふるさと水と土事業、こちらの方平成5年からの事業となっております。こちらにつきましては、当時市町村が基金を設置する経費に対しまして、地方交付税措置がなされたというふうに認識をしております。今現状ではそういった対象という基金の交付税措置というようなことがございません。そのため、今回、予算計上の方、見送らしていただいております。こちらにつきましては、先ほど町長答弁にございましたように、中山間地域の直払い制度や多面的機能の支払いというようなところでの対象として、また活用していただきたいというふうに思っております。また同じように今後の状況ということもございますけれども、基盤整備に含めたような形での被災箇所等につきましては、アンケート調査におきまして、そういったところもありますれば、そういったところも含めての基盤整備というような事業に取り組むような形にはなろうかというふうに思っております。

●福島副議長

1番。

●日高議員

今お聞きしたのはですね、例えば用水路等々は共同で使います。ですから多面的機能、こういったもの修繕が可能だと思います。ただですね、田んぼ、個人農家が持っている田んぼですね、こういったものが、例えば湧水が湧いたとかですね、個人的なことですね、こういったことにつきましては、この多面的とか何かは使えんと思うんですが、そういった意味では農家自身で直しなさいということですかというお聞きをしたんです。といいますのも、今担い手不足等々で、組合または法人、そういったことで、共同管理というのがどんどん進んできております。ちょっと前はやっぱり個人さん、大変な努力を、私も農地を持っておりましたが、大変な苦勞をして、我慢をしてでも営農しながらですね、田を耕作しておりました。ただそういった意味で、労力が少なくなったり、担い手がおらなくなったりということで、今共同管理ですね、こういったものが組合だと思うんですが、これはあくまでも荒廃地を作らないという意味もあると思います。そういった中でやっとなんですが、当然、組合とか法人になると経営というのが1つの問題になってまいります。そうすると、やはり条件の悪い田、そういったところにつきましてはですね、なかなか手が回らなくなると。そういった意味で、今の中山間ふるさと水と土、こういった事業はですね、大変有利な事業だったと考えております。そういったところでですね、端的にお聞きします。個別の田畑は個人で何かをなささいというお考えでしょうか。町として。

●福島副議長

副町長。

●岸本副町長

議員おっしゃるとおりでありまして、私も農家でございます。田んぼ等も当然やっていますけども、その中で、災害等だけで崩れるいう今現状じゃなくて、例えば、イノシシとかです、そういう形で、色々畦畔を荒らされたりとかです、色んな現状ございます。ですが、それは自ら直すというところが、基本的なベースだと思います。今までは、ふるさと水と土というところで基金を積み立ててその中で、この基金がなくなったら、この事業は一応終了しますという取り決めの中で行ってきた事業でございます、それが今年度なくなるというところで、この制度的にはなくなります。ですが、将来的に今の耕作、なかなかしにくいところとかです、暗排が必要なところとか、あるいは基盤整備が必要なところとかというのは基本的には個人の持ち物ですので、個人で直さないといけんのんですが、広い意味です、今後、いろんな、先ほど回答にありましたように、アンケートでも直払い、来年、令和2年度から新しい直払いという制度になってきます。その中で、もう一度本当に町内の農地に対して、皆さん方の要望がどれだけにあるのかというところをまず取り決め取らしていただいた中で、その中でじゃあどういいう制度がいいのか、そういう制度設計をですね、また考えさせていただきたいというのが、今回の回答ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●福島副議長

1 番。

●日高議員

今ご回答でいわゆる基盤整備、こういった要望を持ってですね、今後ちょっと考えていきたいと。これで終わりましたよと言うではなくて、アンケートを見ながら考えさせてもらうということによろしいのでしょうか。

●福島副議長

副町長。

●岸本副町長

回答にも言わせていただきましたけども、こういう実態調査をしながらですね、本当にどういいうところを、以前のように数量がまとまれば中山間とかいろんな事業的な大きな事業等が使えますけども、少ない場合はどうするかというところも問題が出てこようと思います。それやはり、その辺の中でのニーズを一応調べた中で、じゃあどういいう方向で、今後事業対応、事業を制度設計していくかというところ、当然、県とか国とかの事業も当然取り入れた中で検討してまいりたいと思っております。

●福島副議長

1 番。

●日高議員

今の農地のいわゆる美郷町多くの農地がありますが、そういったものの改修につきましてはですね、何回も何回も繰り返し質問させていただいております。そういった中で、町の方からアンケートを取りながらですね、有利な補助事業、こういったものを模索してやっていきたいというお考えを聞いております。大変いいことだと思います。今、それと同時にですね、もう1つ、もう1点がですね、日々の管理ですね、こういったところで、アンケートによって、一応大きな事業、これはもう一過性のものであると思うんですが、そうではなくてそれに満たない細かい事業ですね。事業といいますか、細かい困りごとですね。こういったことについては、アンケートの結果を見ながら、また新たに考えていただくということでもよろしいのでしょうか。

●福島副議長

副町長。

●岸本副町長

案件にもよるとは思いますけども、先ほどおっしゃいましたように、直払いあるいは多面的事業、これはあくまでも協定集落の中でどう使っていくかという取り決めがいろいろあるかと思えます。これ地域によって色んな取り組みをされております。水路を直そう、あるいは個人的なもの、田んぼの出入り口を直そうとか、色んな形で使えるようないい制度でございまして、それはあくまでも個人で直す分は直さないといけんという、これは個人のものでありますから、畦畔、小さいものには、当然、対応していただければいけないと思っておりますけども、基本的には、ですが、そういう制度的なものをですね、集落内で色々お話しをしていただいた中で、色んなものに活用できるというところが、非常に制度的な利点もございまして、その辺は集落の中で、また色々ご検討いただきたいと思っております。直払いにしても、多面的にしてもですね、集落的になかなか実施をされていないところもございまして。確かに。それをどうするかということも問題はございます。ですが、やはり、そういうニーズ的なものも、集めた大きなものについては、ニーズ的なものを集めた中で制度設計をしていく。こまいものについては、なかなか今農地多面的な、今度廃止しますものに代替案というのは今予算的には、今確保がしておりません。

●福島副議長

1番。

●日高議員

これあんまり押し問答になってもいけませんので、この今回予算が上がっていなかったのも、といいますのも、前回質問をさせていただいたときにですね。大変いい制度であり、今後検討したいというご回答いただいた中でですね、まだ当初予算の間では間に合わなかったか、補正でも考えるのかなというふうな思いでですね、できればやっていただきたいという思いでした。ただ、アンケートを取っておられるので、その内容をよくよく精査いただいてですね、よろしくお願ひしたいと思っております。ひとつお願ひなんですが、例えば個人の農

地、これ激甚にならないといわゆる災害対象ならないと。ただ、いわゆる20ミリ以上、そういう災害ですね、これは多々これからあるんじゃないかと思います。そうした中で、イノシシが掘ったというのは、ある程度の管理の問題もあるんですが、畦畔が崩壊したとかですね、そうしたことがですね、多々あると思うんです。できればですね、そういったところに対する分だけでもですね、何か救済のですね、道がないか、ちょっとお聞きしたいんですが。お考えがないかですね。

●福島副議長

副町長。

●岸本副町長

農災につきましては、やはり規模的な問題もあるかと思います。災害対象になればですね、なるべく災害対象に今まで申してきております。現実的にはですね。その中で、やはり大きな工事になっては、この農地水とかいう話じゃなくて、やっぱり災害できちっと直して、補助金もいただきながら、地元負担も当然について回りますけども、激甚になればご存じのような形でパーセントが色々変わってまいります。その中で、やはりきちっとしたもので対応すべきだと思っております。

●福島副議長

1番。

●日高議員

もう長くは、お願いをして終わります。ご回答はいいです。要は災害時のですね、畦畔が崩れたりしますと、やはり今のこういった世情の中でのですね、そいじゃあ、どんどん農地を直してですね、保全をしていこうかという力も、今なかなかないところです。そうしますと、おのずと荒廃地がどんどんどんどん増えてくる。この私たちが住んでいるこの土地は、やっぱり田畑、これが健全に守られて初めて地域だと思えます。そうした意味で、荒廃地が起こらないようにですね、地区住民も農家も組合も、そのために頑張っております。そうした意味でですね、ぜひとも、今回予算ありませんし、まだ6月、9月ありますのでいいお考えをですね、出していただいでですね、いわゆる災害の保全ぐらいはですね、1つよろしくお願いしたいという要望をだして終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。それじゃあ終わります。

●福島副議長

日高議員の質問が終わりました。

以上で本定例会に通告されておりました一般質問がすべて終了しました。

日程第4、請願・陳情審査報告、質疑、討論及び表決を議題といたします。

総務委員会と産業建設委員会から請願・陳情審査報告書が提出されていますので、報告を求めます。

●福島副議長

初めに、総務委員長。

●**福島副議長**

総務委員長。

●**岩根議員**

読み上げて報告に代えさせていただきます。令和2年3月12日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。総務委員会委員長 岩根和博。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、令和2年美議陳第1号、陳情の要旨、悠花の里やなしお不整備区域裏側進入口等整備の陳情書。審査結果、採択といたしました。以上です。

●**福島副議長**

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

ないようですので、質疑を終わります。

総務委員長ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。

陳情第1号、悠花の里やなしお不整備区域裏側進入口等整備の陳情書であります但委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。

よって本案は、採択することに決しました。

次に、産業建設委員長。

●**福島副議長**

産業建設委員長。

●**山本議員**

陳情審査報告を行います。読み上げて報告に代えさせていただきます。令和2年3月12日、美郷議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので美郷町

議会会議規則第95条の規定により報告します。記、受理番号、令和元年美議陳第2号、陳情の要旨、町道都賀西都賀行線の改良工事及び国道375号都賀行大橋東詰め交差点改良に関する陳情書。審議結果、採択。意見、町道都賀西都賀行線改良工事の要望については、道路嵩上げなどによる道路改良のみでは、浸水被害の問題解決にならないことから、国、県に対し堤防の嵩上げを含めた抜本的な対策を要望することとし、採択とする。続きまして、請願審査報告を行います。令和2年3月12日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。請願審査報告書、本委員会に付託された請願について慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので、美郷町議会会議規則第94条の規定により報告します。記、受理番号、令和2年、美議請第1号、請願の要旨、美郷町の水道料金値上げの撤回を要請する請願。審議結果、不採択。以上であります。

●**福島副議長**

報告が終わりました。

次に、質疑を行います。

ただ今産業建設委員長より報告のありました2件について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

ないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

委員長報告のあった2件について、一括して討論を許します。

討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。

継続審議でありました令和元年陳情第2号、町道都賀西都賀行線の改良工事及び国道375号都賀行大橋東詰め交差点改良に関する陳情書であります。委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり、採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって、本案は採択することに決しました。

次に、請願第1号、美郷町の水道料金の撤回を要請する請願であります。委員長の報告は不採択であります。

請願第1号、美郷町の水道料金値上げの撤回を要請する請願を採択することに賛成の議

員の挙手を願います。

(挙手少数)

●**福島副議長**

挙手少数であります。

よって、本案は不採択とすることに決しました。

日程第5、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに総務委員長。

●**福島副議長**

総務委員長。

●**岩根議員**

読み上げて、報告に代えさせていただきます。令和2年3月12日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。総務委員会委員長 岩根和博。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について慎重に審議を行った結果、現案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第9号地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第20号、美郷町過疎地域自立を促進計画の変更について、議案第21号、へき地に係る総合整備計画の策定について、議案第22号、へき地に係る総合整備計画の変更について、議案第23号、美郷町新町建設計画の一部変更について、以上であります。

●**福島副議長**

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

質疑がないようですので質疑を終わります。

総務委員長ご苦労様でした。

●**福島副議長**

続いて教育民生委員長。

●**福島副議長**

教育民生委員長。

●**原議員**

それでは、読み上げて報告に代えさせていただきます。令和2年3月12日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。教育民生委員会審査報告書。本委員会に付託された案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第7

7条の規定により報告をいたします。記、付託された案件、議案第1号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、美郷町子ども子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上でございます。

●**福島副議長**

教育民生委員会に委託した案件の報告が終わりました。

質疑がございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長ご苦労さまでした。

続いて産業建設委員長。

●**福島副議長**

産業建設委員長。

●**山本議員**

読み上げて報告といたします。令和2年3月12日美郷町議会議長 佐竹 一夫様。産業建設委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書、本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第5号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、美郷町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案24号、町道路線の認定について、議案第25号、町道路線の認定について、以上であります。

●**福島副議長**

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長ご苦労さまでした。

続いて予算決算委員長。

●**福島副議長**

予算決算委員長。

●**西嶋議員**

朗読をもって報告に代えさせていただきます。令和2年3月12日、美郷町議会議長 佐竹一夫様。予算決算委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書、本委員会に付託されました下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第10号、令和2年度美郷町一般会計予算、議案第11号、令和2年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第12号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第13号、令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第14号、令和2年度君谷診療所特別会計予算、議案第15号、令和2年度国民健康保険特別会計予算、議案第16号、令和2年度国民健康保険診療所特別会計予算、議案第17号、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算、以上であります。

●**福島副議長**

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長ご苦労さまでした。

日程第6、議案の討論・表決を議題といたします。

初めに議案第1号から議案第27号までの議案27件について一括して討論に入ります。

討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

初めに、反対討論はありますか。

●**福島副議長**

2番。

●**中原議員**

議案第8号に反対する立場から討論に参加いたします。先ほど一般質問におきましても議論させていただきましたので、簡略に申し上げさせていただきますと思いますが、反対の理由を3点申し上げますが、その前提としてですね、申し上げたいことは、水道は福祉であり教育である。こういうことでもあります。その立場から申し上げたいと思います。1つはこの改定提案は、結論を先にありきでありました。審議会、全員協会等々で議論されてきましたが、町民の皆さんが知ることとなりましたのは、2月の19、20日に報道されました新聞報道によって、この値上げ提案を知ることとなりました。町民の命と暮らしに日々係るこういう大事な問題、しかもこの大事な福祉、誰一人、水なくして生きられない。こういう課題について、決めてから説明ではなくて、その理由について丁寧に説明し議論し、納得を経

て決定すべきだと。このように考えます。これが反対の理由の1つであります。2つ目には、そもそも提起されている値上げの理由が、前出された資料だけでは十分理解できない、このように思います。値上げ分が一般会計からの繰り入れの削減に置きかわるような印象でありまして、ここはぜひ説明すべきだというふうに思います。1年、2年で破綻するような状況ではありませんので、せっかくこれだけの議論が盛り上がってる時ですから、1年2年おいて町民の議論に付してから再度、条例提案すべきだと考えます。3点目に町の水道の将来像が不明確です。将来のあり方について明らかにすることが先だと思います。ご存じのように、今の水道は高度成長期に敷設されたものであり、人口減少時代に入ったこの時代の水道のあり方について、町をあげて議論が必要だと思います。そのことを抜きにしますと、また数年先に値上げ提案をすることになりかねません。先ほど一般質問の答弁で、町の人口減少の状態や水道の規模等について検討することが必要という答弁をいただいております。その討論を町民的な討論を行って、その上で改めて料金改定問題について議論すべきだと、このように考えます。ぜひ、これらの点を考慮して、8号議案の反対について、ご賛同を得たいと考えます。以上でございます。

●**福島副議長**

議案第8号についての反対討論が終わりました。

次に、議案第8号について、賛成討論はありませんか。

●**福島副議長**

6番。

●**藤原議員**

みさと令和会の藤原です。議案第8号につきまして、賛成という立場で討論をいたします。この度の水道料金の改定案は、12年ぶりの値上げ案となります。私たちが、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に利用できるためには、水道事業の安定経営が不可欠です。しかしながら、美郷町においては水道利用者の減少による水需要の減少により、料金収入が減少しています。また全町で160キロに及ぶ水道管を初めとする水道施設の老朽化が進んでいる現状があります。施設維持には、計画的な施設更新が不可欠であり、厳しい経営が予測され、料金の値上げは避けられない状況にあるのは明らかであります。このことで、昨年11月の美郷町上下水道事業審議会の答申では、平均24%の増額改定が妥当との結論が出されております。この答申に基づき、町民の負担を考慮し、激変緩和措置として、令和2年度より2年間での段階調整値上げの条例案が今回提案されました。簡易水道事業会計では、令和4年から発生主義に基づく複式簿記の地方公営企業会計に移行されるということです。そのために、固定資産台帳の整備がなされ、アセットマネジメントの作成が今回予定されております。これまでは一般会計の繰り入れにより収支の均衡を図っていましたが、これからは減価償却や各種引き当て金の損金経費により、水道事業がいかに厳しい経営環境であることが、財務書類から明らかとなります。したがって、水道事業の安定経営どうあるべきかをみんなで考えるよい機会となります。当然、簡易水道事業を料金収入のみで経営す

ることは困難です。これまでどおり一般会計からの支援は必要不可欠であります。その分、繰り入れた財源分は、私たちの住民サービスに影響します。美郷町はこれまで町民に低額な水道料金を提供することを政策目的とし、前回の値上げ以降10年間にわたり水道会計維持のため一般会計からの繰り入れを続けました。私たちには、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に利用する権利があります。しかし、その権利には果たさなければいけない義務もあります。私たちは、水道事業は厳しい経営状況にも関わらず応分の料金負担の役割関係を、受益者として忘れてはなりません。この度、我々世代がこの値上げ案を受け入れずに、値上げを先延ばしすれば、結局は将来若者や子どもたちに負担を強いることとなります。現世代で解決していかなければならない事項は、将来に先送りするべきではありません。以上のことから私は本条例案について賛成をいたします。議員各位のご賛同をよろしく申し上げまして、私の賛成討論といたします。

●**福島副議長**

議案第8号について賛成討論が終わりました。

議案第8号について討論を繰り返します。

他に反対討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

他に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

いずれもないようですので、議案第8号の討論を終わります。

残余の議案について反対討論はありませんか。

●**福島副議長**

2番。

●**中原議員**

度々登場することになって、申し訳ありません。議案第10号に反対する討論を行いたいと思います。安倍政権のもとで消費税増税の痛みを目をそむけ、大企業奉仕と軍拡を進める2020年度国会予算案が審議されております。とりわけ社会保障では、75歳以上の高齢者の医療費窓口の2割負担をはじめ、全世代への負担増の計画が推し進められております。社会保障の削減は高齢者だけの問題ではありません。例えば将来にわたって年金を削り続ける政策は、将来、年金給付を受ける若い世代を直撃します。また、介護保険の給付が削減されて困るのは、高齢者の親を抱えた現役世代です。まさに全世代に負担を強いることとなります。このような国の悪政から、町民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすのが、町の役割と考えます。しかし、町の自主財源割合は極めて小さく、地方交付税にさえ、国の政策への誘導的な要素が色濃くなってきており、町独自の施策を展開するのは極めて困難と認識しております。そのような中で、本年度予算は前年度比で6億3000万円、8.4%増と

大幅増予算となっております。そこで、歳入歳出につきまして、3点について述べたいと思います。第1点は、歳入で国庫支出金、国からの補助金ですが8億8000万円増額計上されています。この主なものは、主要避難所に太陽光パネルと蓄電池を設置する防災拠点整備事業で50%は交付税措置対象となり、起債による後年度負担は1億7000万円となりますが、利子の平均が5.2%となる現状では、1000万近い利息が追加されることにもなり、計画の縮減等について検討すべきだと考えます。第2点は、町民の高齢化貧困、こうした不安や困難に配慮すべき予算としては不十分です。歳出総額が大きく膨らむ中で、民生費は逆に800万縮小し、構成比も1.5%減少しています。障がい児あるいは障がい者の方の支援、認知症予防これではわずかながら強化、拡充されているものの、子育て生活保護高齢者対策などでは減額が目立ちます。特養老人ホーム待機者の解消、緊急事態への対応なども対策が打たれないまま推移しております。第3点は、産業振興策では、観光施策に新たな積極的なものが目立つ反面、集落営農や家族農業などの担い手の高齢化への取り組み強化など、待ったなしの課題への予算措置は後退ぎみです。全体としまして、今年度予算編成で強調されたダンプアンドピック方式、これはいわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式だと思いますが、これによって町民の皆さんが日々抱えている生活の困難や高齢化に伴う不安の解消などの課題よりも対外的にアピールするものがピックされ強調された予算になった印象です。12月議会で町長が強調された自治会で取りまとめた要望は、地域の総意、重く受けとめる。このことを重視した予算編成を要望し、予算案に反対の討論といたします。

●**福島副議長**

議案第10号についての反対討論が終わりました。

次に、議案第10号について、賛成討論はありますか。

●**福島副議長**

8番。

●**山本議員**

みさと令和会の山本であります。私は議案第10号、令和2年度美郷町一般会計予算に賛成する立場で討論をいたします。令和2年度予算は、町長が施政方針で述べられたように、種を蒔く礎の年から具体的に動き出す始まりの年へと移すための施策がしっかりと盛り込まれているものであります。予算編成では、基金取り崩し総額が約4億円という厳しい編成となっておりますが、3つの分野で重点的な取り組みを進めていくための必要な事業で構成され、特に大規模事業での補助率の高い補助金、有利な地方債活用など財源調達に努力していることが伺えるものであります。3つの分野の取り組みを重点的に進めるとして、町民の暮らしの充実で、災害時の避難所の強靱化事業、自主防災組織づくり、みさと光ネットの告知端末更改によるサービス向上などを計画、オール美郷で人手確保としては、福祉生活サービスに必要な有資格者人材の確保のための支援事業、バリ島からの技能実習生を受け入れ、特定地域づくり事業による組合設立の検討、更に関係人口、交流人口、定住人口の拡大は山くじら、バリ、ワイン、美肌、石見神楽などを生かした事業、空き活用、民間活用によ

る新たな住宅事業、新大和荘の魅力化ワイナリーリゾートタウン構想を進めていくための事業、潮温泉施設魅力化推進室の設置など、美郷町の今の強みとこれから強化していくコンテンツを組み合わせた取り組みを進めるとしてしています。加えて令和11年島根国体のカヌー競技会場誘致活動に本腰を入れて取り組む姿勢もはっきりと受け取れるものであります。みさ坊を前面に出しての知名度アップの取り組みは、相当の効果があったと思っています。名前を知らなくては選択肢にも入れないと、ある講演会で聞いたことがあります。先ほどの行政報告にあったように、データ的に見ても大きく知名度はアップしており、美郷町は、選択肢に十分入ったと思っています。今年度は始まりの年であり、美郷町の高感度アップのための情報発信、魅力発信の事業を盛り込まれており、施策を進めていくための基礎もしっかりと押さえたものであると思います。町長自身が示す2つのビジョン、「活気あふれる明るいまち」「町外と活発な交流のあるまち」に向けた道筋をつけていく予算であることが示されており、これらがしっかりと執行されることで、町の活性化や町民の生活に相乗的な効果を生むことが期待できる予算であると考え、提案されました当初予算に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

●**福島副議長**

議案第10号について賛成討論が終わりました。

議案第10号について討論を繰り返します。

他に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

他に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

いずれでもないようですので、議案第10号の討論を終わります。

残余の議案について、討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

討論なしと認めます。

続きまして、採決を行います。

議案第1号から議案第27号までの27件について、順次採決を行います。

これらの議案について各委員会からはいずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

初めに議案第1号、美郷町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美郷町子ども子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●**福島副議長**

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和2年度美郷町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●**福島副議長**

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和2年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計予算について委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に第13号、令和2年度美郷町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和2年度君谷診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号、令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号、公施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号美郷町過疎地域自立促進計画の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第23号、美郷町新町建設計画の一部変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、町道路線の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、町道路線の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島副議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本日1件の追加議案が提出されました。

議案第35号を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

●**福島副議長**

町長。

●**嘉戸町長**

議案第35号についてご説明申し上げます。現教育長の田邊哲也氏から3月31日をもって退職したいとする退職願が提出されました。田邊氏は長年にわたり美郷町の教育行政に携われ、ICT教育やふるさと教育など町内外から高い評価をいただいている今日の美郷町教育の礎を築いてこられた功労者です。そのため、慰留に努めましたが、ご本人の意

思は堅く、最終的に受理をすることとしました。後任任命につきましては、熟慮の上今からご提案する阿川俊治氏に教育長の任にぜひあたってもらいたいと考え、上程させていただきました。阿川氏は、邑智小学校教頭として4年、大和中学校校長として2年、美郷町教育現場の責任者として子どもたちの教育に尽力されました。現在は、雲南市立三刀屋小学校校長を務められています。邑智小学校、大和中学校在職中は、子どもたちや父兄、教職員や地域からの信頼も大変厚く、また荷越瀬プロジェクトを初めとしたふるさと教育やICT教育にも率先的に取り組まれるなど、将来を担う美郷の子どもたちの人格形成に情熱を持って当たられていました。日本が置かれた環境を考えると、ICTやドローンなどの新技術が急速に普及し、またますますグローバル化が進むなど、世の中が大きく変わろうとしています。美郷の子どもたちには勉学はもとより、ふるさとへの愛着を持ってもらうとともに、これからの時代に生きていくために必要なスキルも身につけてもらわなければなりません。こうした難しい教育行政のかじ取りが求められる中、阿川氏はそのご経験やお人柄から美郷町の教育長にまさに適任であり、必要な方であると考えます。以上のことから、議会の同意をお願い申し上げるものです。よろしくようお願い申し上げます。

●福島副議長

総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第35号についてご説明申し上げます。美郷町教育委員会教育長の任命について、美郷町教育委員会教育長に下記の者を任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。記、住所、雲南市三刀屋町古城409番地5。氏名、阿川俊治。生年月日、昭和38年4月21日。提案理由、美郷町教育委員会教育長の田邊哲也氏が令和2年3月31日で退職するためでございます。尚、阿川氏の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、残任期である令和2年4月1日より、令和4年11月5日までとなります。以上、よろしくお願いを申し上げます。

●福島副議長

説明が終わりました。

次に質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●福島副議長

次に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島副議長**

ないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第35号、美郷町教育委員会教育長の任命について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

●**福島副議長**

全員起立であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布のとおり、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思いますがお異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**福島副議長**

ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員会へ付託することに決しました。

本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じると共に令和2年美郷町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 1 2 時 1 3 分)